

## 広告出稿約款

### 第1条(アブトラライフ・ネット広告の定義)

【期間保証(広告掲載期間保証)】

株式会社アプト(以下当社)が運営・管理する「期間保証(広告掲載期間保証)型インターネット広告」の配信とは、広告主が当社に対し申し込み掲載委託をしたインターネットバナー広告を、当社の保有するウェブポータルサイト(<http://www.upto-care.net>)(<http://www.uptoshop.net>)(<http://www.uptolife.jp>)において、申込期間の期間中、配信することを当社が保証する配信形態を指します。広告掲載期間は別途定めた年月日時刻に準拠し掲載期間に応じて課金します。

### 第2条(インターネット広告掲載及び掲載期間)

(1) 広告主は、そのインターネット広告を当社に対し掲載委託をするにあたり、弊社の保有するウェブポータルサイト(<http://www.upto-care.net>)(<http://www.uptoshop.net>)(<http://www.uptolife.jp>)上の掲載の位置を当社に一任するものとします。

(2) 広告主は、期間保証型広告の申込時において、当社はあらかじめ定めたそれぞれの広告掲載期間のみを保証するものであり、広告露出数を保証するものではありません。

(3) インターネット広告の更新の頻度、配信の期日その他の詳細条件は協議の上、決定するものとします。

### 第3条(広告原稿の入稿方法)

広告原稿の入稿方法は、電子メールにデータを添付し、各営業担当または、アプト事務局に送付するものとします。入稿期限は掲載開始希望日の5営業日前の17時までとします。掲載開始は、平日(土日祭日を除く)希望日の午前11時より掲載開始となります。但し当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

### 第4条(広告掲載基準)

広告主は、当社に対し掲載委託をするインターネット広告が以下の各号の全てに該当することを保証するものとします。

- (1) 法律・政令及び省令・規則・行政指導等に違反しないこと。
- (2) 成人向けの内容を含まないこと。
- (3) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害しないこと。
- (5) 虚偽・誇大でなく、事実誤認を生じさせる虞がないこと。
- (6) その他、弊社所定の広告掲載基準に抵触しないこと(当社の判断によるものとします)。

### 第5条(免責)

(1) 当社は停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。但し、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、当社が配信を行わなかった部分については広告主の支払債務も生じないものとします。

- (2) 広告の配信中に当該広告からのリンク自体が無効であったり、リンク先のサイトに不具合が発生した場合、当社は当該広告の配信を停止することができるものとし、この場合、当社は広告不掲載の責を負わないものとします。
- (3) 当社は広告主が他の「利用者」または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は「利用者」が広告主を通じて得る情報などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
- (5) 当社は「利用者」が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。

#### **第6条(広告料金)**

- (1) 広告料金は当社が別途定める料金資料(詳細はアプト事務局にお問合せください)の通りとします。
- (2) 広告料金を支払後(もしくは振込み後)に広告主の都合により掲載契約を解除した場合、如何なる事情がある場合でも広告料金の払い戻しはしないものとします。また掲載期間中に契約を解除した場合も同じとします。

#### **第7条(支払方法)**

- (1) 広告主は当社に対し、広告掲載契約成立後7営業日前までに、当該広告料金を現金にて一括で支払うものとします。但し、広告主の都合により、支払い方法に別途必要が生じた場合は、双方の協議により変更できるものとします。
- (2) 広告料金の支払は当社が定める銀行口座に、広告料金相当額を振込むことによって行うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

#### **第8条(秘密保持)**

当社は、広告主から開示された営業上・技術上の情報を、広告配信の遂行目的以外に自己又は第三者のために使用しないと、第三者に対し故なく開示・漏洩しないものとします。

#### **第9条(契約解除)**

本約款第四条の定める広告主の保証に反する内容の広告であると判明した場合には、当社は、直ちに広告配信を停止し、広告主に対し、消化配信数分または消化日数分について直ちに請求するとともに、被った損害の賠償を請求致します。

#### **第10条(協議)**

本約款に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、当社と広告主との間で協議の上、誠意を持って解決・決定することとします。協議により解決できない問題については、当社の本社所在地を管轄する裁判所を当社の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第11条(約款の変更)**

当社はいつでもこの広告出稿約款の各条項を変更することができるものとします。但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日における契約条項が適用されるものとします。

2006年5月25日制定  
以上